

福井市避難支援プラン よくある質問（自治会等用）

Q 1 なぜ地域で個別避難計画を作成する必要があるのですか？

A 1 災害時には公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きくなるほど、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。

そのような場合にも、多くの方の生命・身体を守ることができるよう、地域の方同士での助け合いに御協力をお願いします。

Q 2 避難を支援する人や自治会には、どのような義務や責任が生じますか？

A 2 この制度は、あくまでも避難支援者の善意によって成り立つ任意の制度です。したがって、仮に災害時に避難支援ができなくても責任が伴うものではありませんので、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難支援をお願いします。

ただし、名簿や個別避難計画等の個人情報の取扱いには十分注意してください。

Q 3 近所に歩行が困難なひとり暮らしの方がいますが、同意者名簿に掲載されていません。制度に登録するように勧めてよいのでしょうか？

A 3 要件に当てはまる方には、市でも名簿掲載への同意を呼び掛けていますが、地域で本制度をご説明いただき、勧めていただけると幸いです。その際は、同意書の提出が必要であることをお伝えいただくとともに、個別避難計画の作成にもお力添えいただくよう、併せてお願いします。

Q 4 名簿は誰にまで見せてよいですか？

A 4 名簿は、非常に大切な個人情報であり守秘義務が課せられているため、同じ名簿を持つ支援の関係者*以外には名簿情報を提供（名簿を見せるなど）しないようにお願いします。

ただし、要支援者本人の了承があれば、支援の関係者以外にも情報を提供することが可能です。

なお、名簿をコピーすることも御遠慮いただくようお願いいたします。

* 支援の関係者：自治会、自主防災会、民生委員児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関、警察機関

Q 5 名簿に記載されている避難行動要支援者の情報（連絡先等）が違うのですが。

A 5 お手数ですが、福井市 危機管理課（0776-20-5234）までご連絡をお願いします。

なお、避難行動要支援者本人に代わって連絡いただく場合は、あらかじめ本人の確認・了承を得ていただくようお願いいたします。

Q 6 - 1 名簿の内容に誤りがあるのですが。

Q 6 - 2 名簿に記載の避難行動要支援者は、施設入所・長期入院しているのですが。

A 6 お手数ですが、福井市 危機管理課（0776-20-5234）までご連絡をお願いします。その際、名簿記載の登録番号、対象者氏名もお知らせください。

Q 7 名簿に記載の避難行動要支援者は、死亡・転居しているのですが。

A 7 次回の名簿更新時に、処理を行いますので連絡不要です。

ただし、死亡又は転居から6か月以上経った方が掲載されたままである場合は、お手数ですが、福井市 危機管理課（0776-20-5234）までご連絡をお願いします。その際、名簿に記載の登録番号、対象者氏名もお知らせください。

Q 8 名簿に記載の避難行動要支援者のうち、誰から個別避難計画を作成すればよいですか？

A 8 同意者名簿の一番右の欄に☑が入っていない方は未作成となっており、その作成の順番にルールはありません。

避難行動要支援者本人や地域の方々と話し合ってください、順次作成していただくようお願いいたします。

Q 9 防災訓練で避難行動要支援者の避難誘導訓練を行いたいと思っておりますが、その方に参加してもらえません。

A 9 避難行動要支援者が訓練に参加しない背景には、自分が参加できる訓練内容がない、参加しても足手まといになり迷惑をかける、人前に行くのが恥ずかしいなどの気持ちがあるようです。

そのような方も地域の一員として訓練に主体的に参加できるように、訓練の中でその方に役割を設ける、参加者同士のコミュニケーションの場を設けるなどの方法が考えられます。

Q 1 0 個別避難計画の様式が変更になっていますが、今まで作成した個別避難計画（旧称：避難支援プラン）は作り直さないといけないですか？

A 1 0 令和4年7月から個別避難計画の様式を変更しましたが、今まで作成した個別避難計画については、作り直す必要はありません。避難行動要支援者の状況や支援を行う方に変更があった場合など、個別避難計画の内容に変更があったタイミングで、新しい様式を使用してください。